

(宿泊事業者向け)

沖縄県宿泊税の徴収事務について

令和8年度

沖縄県総務部税務課



目次

1. 宿泊税について . . . P 2
2. 宿泊税の仕組み . . . P 6
3. 特別徴収義務者の登録等 . . . P16
4. 宿泊税の申告納入 . . . P20
5. 適正な申告納入のために . . . P25
6. その他 . . . P26



1. 宿泊税について

宿泊税の概要

沖縄県における宿泊税の概要は、以下の表のとおりです。

項目	内容
課税開始時期	令和9年2月1日(月)
課税客体	旅館、ホテル、簡易宿所、民泊の施設における宿泊行為
納税義務者	宿泊者
税額	1人1泊あたりの宿泊料金に定率2%（上限2,000円） ※市町村が宿泊税を課している場合、県税0.8%（上限800円）、市町村税1.2%（上限1,200円）の計2% 当該市町村を通して申告・納入
課税免除	以下のいずれかに該当する宿泊には課税しません ・学校の教育活動に伴う宿泊（修学旅行、部活動等） ・スポーツ大会、文化大会への参加に伴う宿泊（地域クラブ等） ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
徴収方法	宿泊者(納税義務者)から宿泊事業者(特別徴収義務者)が宿泊税を徴収し、沖縄県へ納入する方法(特別徴収) ※市町村が宿泊税を課している宿泊施設については、当該市町村へ申告・納入（沖縄県への申告・納入は不要）
申告・納入方法	原則、1か月ごとに申告と納入をする必要があります ※一定要件を満たす場合は3か月ごとの申告・納入とする特例があります
報償金	徴収した税額の2.5% ※導入から5年間は3.0%
税収規模試算	約77.3億円（うち徴税コスト約4億円 ※特別徴収義務者への報償金に加え、人件費を含む）
その他	税導入に伴う宿泊施設のシステム改修費を補助する予定（補助率10/10、1施設上限200万円）

1. 宿泊税について

宿泊税の目的

宿泊税は、沖縄県が国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心して快適な観光の実現、観光旅客の受入れの体制の充実強化その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるために、沖縄県が導入した法定外目的税です。



1. 宿泊税について

宿泊税の徴収方法

特別徴収制度

- ・ 宿泊税の納税義務者は、沖縄県内の宿泊施設の宿泊者
- ・ 宿泊税は宿泊料金と合わせて宿泊施設で徴収され、沖縄県に申告納入されます。
- ・ この制度を「特別徴収制度」といいます。



特別徴収義務者

- ・ 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者

※上記以外に、「宿泊施設の徴収について便宜を有すると認められる方」が特別徴収義務者となることがあります。

（ 宿泊施設の経営者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合

委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊施設の経営者以外の方にある場合、など

1. 宿泊税について

市町村宿泊税を課する市町村内に所在する宿泊施設

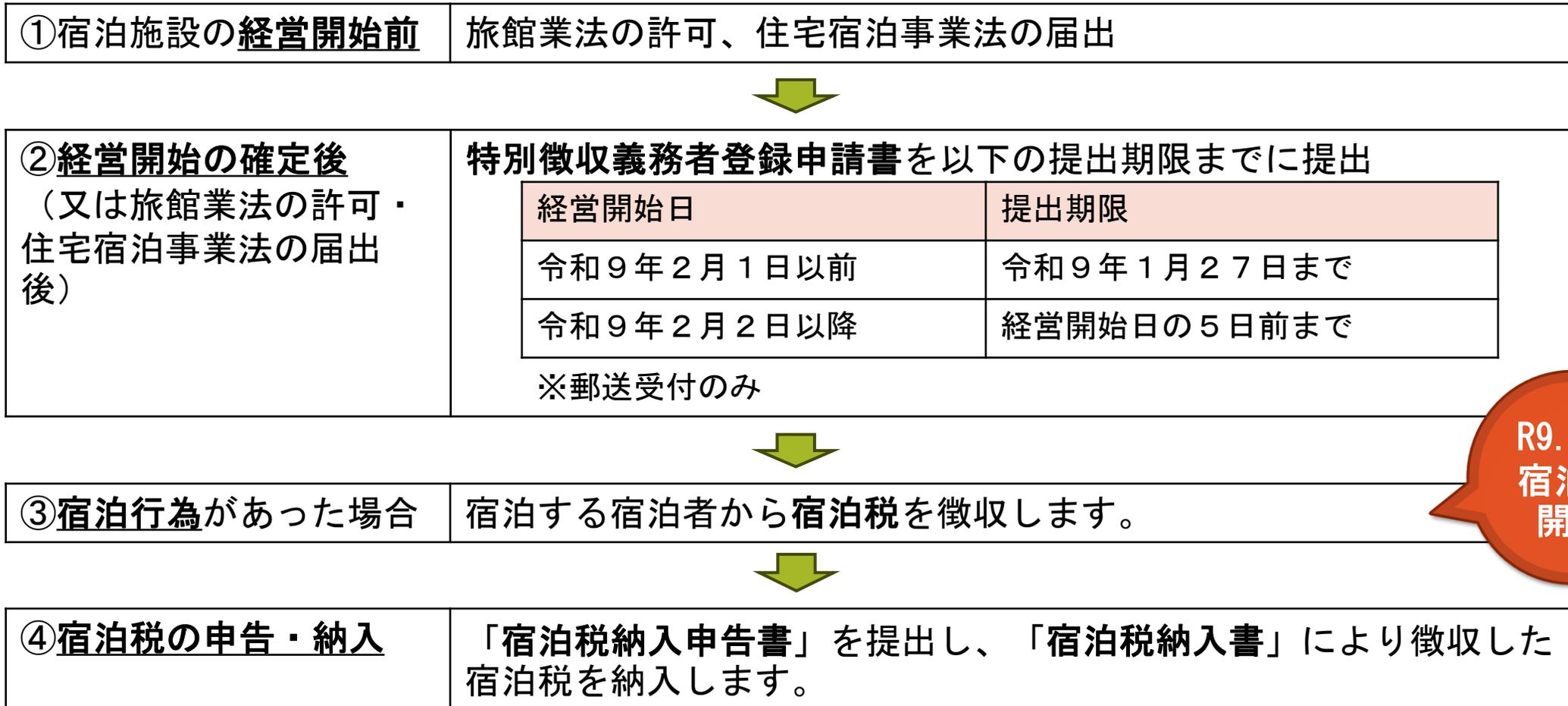
宿泊施設の所在地	申告納入等
<u>市町村宿泊税を課する市町村</u> (本部町、恩納村、北谷町、宮古島市、石垣市)	県と市町村の宿泊税を併せて、 <u>当該市町村</u> を通して申告納入 (※)
<u>上記以外の市町村</u>	<u>那覇県税事務所</u> へ申告 (納入は各県税事務所、県内金融機関等)

※特別徴収義務者の手続きや、申告納入方法等につきましては、当該市町村が定める方法によることとなります。

詳細についてはそれぞれの市町村の担当にお尋ねください。

2. 宿泊税の仕組み

宿泊税の手続きの流れ



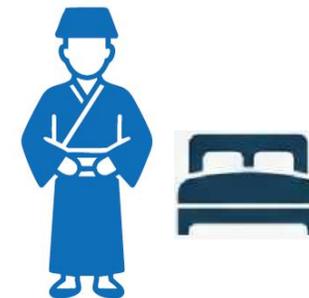
R9.2.1
宿泊税
開始

2. 宿泊税の仕組み

課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為(課税客体)は宿泊施設への宿泊で、
宿泊税を納める方(納税義務者)は宿泊者となります。

宿泊税は、課税開始日である令和9年2月1日以後の宿泊施設への
宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。



- ※ 令和9年2月1日のチェックインから宿泊税が課税されます。
- ※ 令和9年2月1日よりも前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます。
- ※ 宿泊料金が発生しない場合又は課税免除となる場合は課税対象となりません。

2. 宿泊税の仕組み

宿泊

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、以下の基準に合致するものを課税対象となる宿泊として取り扱います。

課税対象となる宿泊の判断基準

- ア その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
- イ ア以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの



宿泊者

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その設備を利用して宿泊する者をいいます。宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際の宿泊者が納税義務者となります。

2. 宿泊税の仕組み

税額

宿泊者 1 人 1 泊あたりの宿泊料金に、定率 2 % が課税されます。

(税額 2,000 円が上限となります。)

※ **宿泊料金**とは、食事代や消費税等を除いた**素泊まり料金**のことを言います。

ただし、税額を算出する時には千円未満を切り捨てた額に 2 % を乗じてください。

(例) 宿泊料金 9,850 円/人・泊の場合、税額は $9,000 \text{円} \times 2 \% = 180 \text{円}$ となります。

※ 市町村が宿泊税を課している場合は、県税 0.8 % (税額 800 円上限)、市町村税 1.2 % (税額 1,200 円上限) となりますが、この配分は県と市町村の間で行いますので、所在に関わらず県内の宿泊施設は、宿泊者から 2 % の税額を徴収いただくこととなります。



定率 2 %



2. 宿泊税の仕組み

宿泊料金

宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称に関わらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額をいいます。

【宿泊料金に含まれるもの】

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの

- ・ 清掃代
- ・ 寝具使用料、寝具クリーニング代
- ・ 入浴代
- ・ 寝衣代
- ・ サービス料、奉仕料等



【宿泊料金に含まれないもの】

以下については、宿泊料金に含まれる場合であっても控除します

- ・ 食事代
- ・ 遊興費
- ・ 会議室の使用等に係る金額
- ・ 消費税、入湯税等の税・立替金
- ・ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀
- ・ オプションとしての追加清掃代
- ・ 損害賠償金、等



2. 宿泊税の仕組み

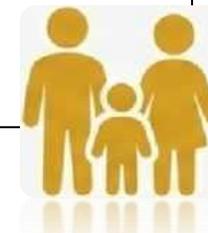
$$\text{宿泊税} = \text{宿泊料金（総額－含まれないもの）} \times 2\%$$

（例1） 各種宿泊プランの取扱い

→ 宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金（以下「食事料金等」といいます。）が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

（例2） 1人当たりの料金が不明な場合

→ 1室を単位として料金が設定されているなど、1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除した額を1人当たりの宿泊料金とします。



2. 宿泊税の仕組み

計算事例：ケーススタディ

【ケースA】 ツインルーム利用



室料15,000円／2名利用

(7,500円／人で千円未満切捨)
7,000円 × 2% =

税額 140円／人

【ケースB】 ファミリー（ベッド追加）



室料15,000円／大人2名＋
乳児1名（添い寝無料、
ベッド代3,000円追加）

(7,500円／人で千円未満切捨)
7,000円 × 2% =

税額 140円／人（大人）
3,000円 × 2% =
税額 60円／人（乳児）

【ケースC】 高級スイート（上限適用）



室料120,000円／1名利用

(課税標準額の上限)
100,000円 × 2% = 2,000円

**税額 2,000円／人
（上限）**

2. 宿泊税の仕組み

課税免除

以下のいずれかに該当する宿泊には課税しません。

- ア 学校の教育活動に伴う宿泊
- イ スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊
- ウ 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊



【ア、イの対象者】

右記施設に通う 児童・学生	幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校	
引率者	ア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者 ・ 部活動等の活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等
	イ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引率を行う関係者 ・ クラブチーム等の活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行業界の添乗員、カメラマン ・ 応援のための保護者、審判など 	

2. 宿泊税の仕組み

ア 学校の教育活動に伴う宿泊

学校が行う
教育活動で宿泊を伴うもの

授業

- ・高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通信制課程の面接指導(スクーリング)

学校行事(特別活動)

- ・修学旅行・林間学校・臨海学校
- ・その他これらに相当する学校行事(リーダー研修や自然教室等を想定)

課外活動

- ・部活動(例:野球部、吹奏楽部等の活動)
- ・部活動以外による学校代表としての大会参加(合同チームを含む)(例:弁論大会、簿記大会等への参加)

イ スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊

学校以外の団体が行う
教育的意義を持つ活動で宿泊を伴うもの

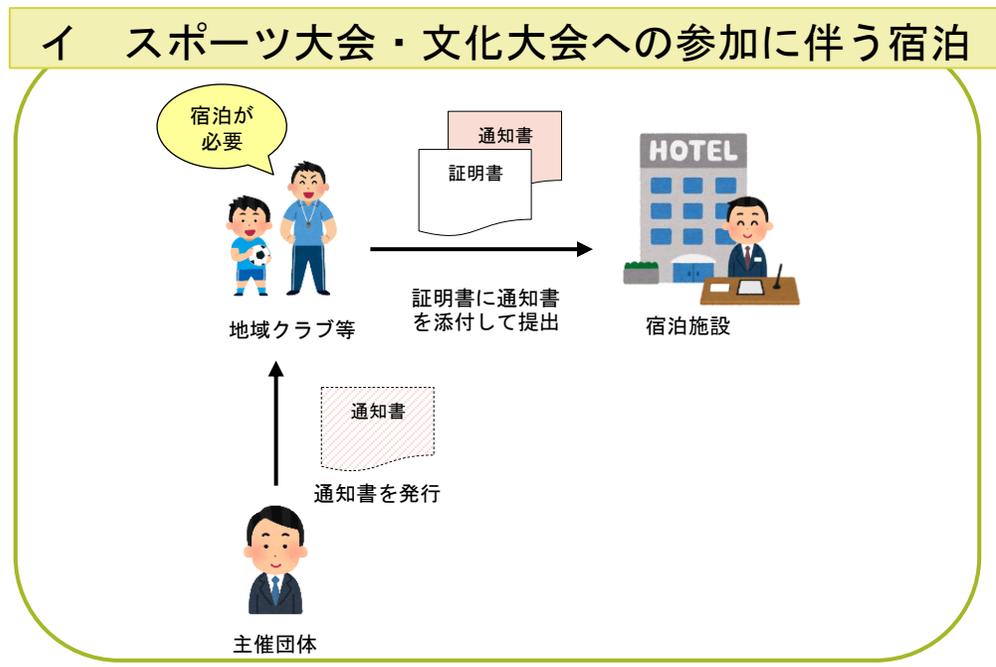
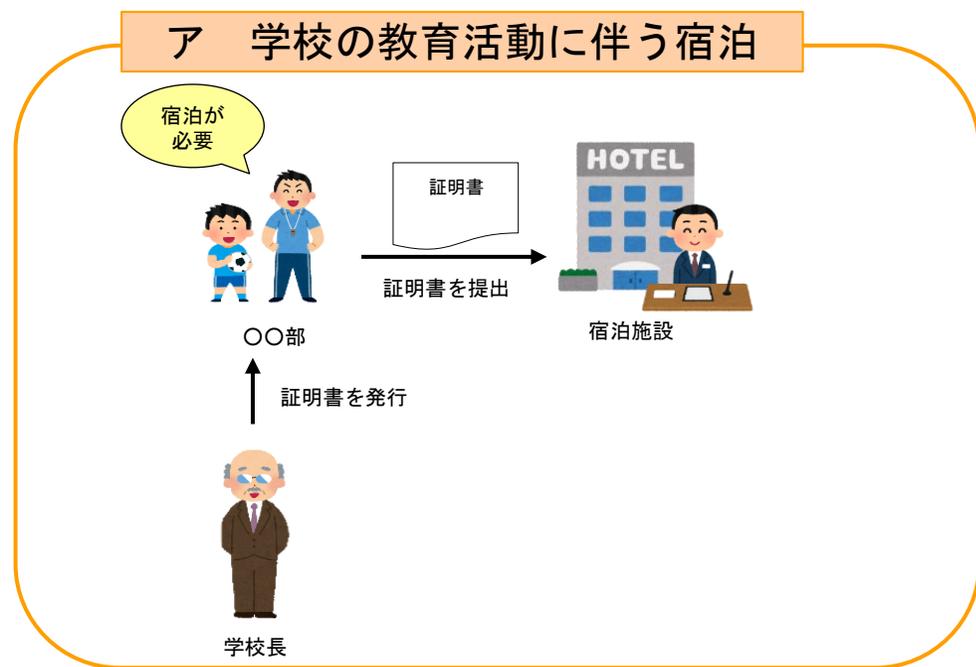
地域クラブ等の活動

- ・次の団体の主催する大会への参加
 - ① 地方公共団体
 - ② 日本スポーツ協会及び当該協会に直接又は間接に加入している団体
 - ③ 中学校体育連盟
 - ④ 公益法人等(※)及びこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等(スポーツに係る活動を行っている団体を除く。)
- ※公益法人等:公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人に限る。)、一般財団法人(非営利型法人に限る。)、NPO法人

2. 宿泊税の仕組み

- 課税免除に関して、アについては「学校の教育活動であることの証明書（学校用）」、イについては「日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書（地域クラブ等）」及び「宿泊税課税免除申請に係る大会通知書」を宿泊者から受領することが必要。
- 宿泊施設側で、大会の主催団体などの課税免除の要件を確認する必要はありません。課税免除の判断は、証明書及び通知書の有無で行ってください。
- 当該証明書等は、納入申告の際の提出は不要ですが、宿泊施設において5年間保存をお願いします。

■ 課税免除を受ける場合の手続き（イメージ図）



3. 特別徴収義務者の登録等

特別徴収義務者としての登録

宿泊事業者は令和9年1月27日までに宿泊施設ごとに特別徴収義務者の登録の手続きが必要となります。

(令和9年2月2日以降に経営を開始する場合は、開始5日前まで)

特別徴収義務者登録後、沖縄県が「宿泊税特別徴収義務者証票」(証票)を交付します。
フロントなど宿泊者の方が見やすい場所に証票を掲示してください。

※システム改修費用補助金の申請に際して、登録が必要条件となります。



登録申請

証票の受領

掲示

3. 特別徴収義務者の登録等

【申請時の提出書類】



登録を申請する場合、次の書類を揃えて提出してください。

①	宿泊税特別徴収義務者登録申請書	
②	(法人の場合)	現在登記事項証明書
	(個人の場合)	本人確認書類の写し (マイナンバーカード等)
③	(旅館業の場合)	旅館営業許可証の写し
	(住宅宿泊事業の場合)	届出番号及び建物の所在地が確認できる書面の写し

(実質的な経営者が営業許可者等と異なる場合)

④	実質的経営者である旨の申立書	
⑤	経営委託契約書等の写し	

3. 特別徴収義務者の登録等

【宿泊税特別徴収義務者登録申請書】

(受付印)				
令和 ●年●月●日	(特別徴収義務者)	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	●●●●●●●●●●●●●●●●	
		住所又は所在地	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	
沖縄県 那覇県税事務所長 殿	者	フリガナ	オキナワケンホテルズ株式会社	
		氏名又は名称及び代表者名 応答部署名及び担当者氏名	代表取締役 沖繩 太郎 総務課 担当(安谷屋) 電話 098-866-2101	
宿泊税特別徴収義務者登録申請書				
沖縄県宿泊税条例第9条第2項の規定による申請書を下記のとおり提出します。				
営業泊施設等の	住所又は所在地	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	電話 098-866-2101	
	フリガナ 氏名又は名称 (法人にあっては代表者氏名)	オキナワケンホテルズ株式会社 代表取締役 沖繩 太郎		
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 特区民泊 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業		
	許可(届出)年月日	昭和・平成・令和 ●年●月●日		
	許可(届出)番号	那覇市指令健保生第●●●●●号		
許可等名義人との関係	同一			
施設	所在地	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	電話 098-866-2101	
	フリガナ 名称 又は届出番号	オキナワケンホテル		
	概要	客室数 ●●室	収容人員 ●●名	
	経営開始(予定)年月日	令和●年●月●日		
共同事業者	住宅宿泊事業における管理業者	住所	電話 - -	
	氏名又は名称			
送書付類先の	共同事業者の有無	有・無		
	住所又は所在地		電話 - -	
※処理事項	フリガナ 氏名又は名称 (法人にあっては代表者氏名)			
	住所又は所在地	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	電話 098-866-2101	
注1	フリガナ 氏名又は名称 (法人にあっては代表者氏名)	オキナワケンホテルズ株式会社 総務課 担当(安谷屋)		
	通知年月日	施設番号(課税番号)	備考	
注2	年月日			

【実質的経営者である旨の申立書】

令和●年●月●日

沖縄県 那覇県税事務所長 様

申立者
住所 沖縄県那覇市旭町116番地の37
氏名 南部合同庁舎ホテル管理株式会社
名称及び代表者の氏名 代表取締役 南部 花子

電話番号 098-866-2101

(法人の場合) 法人番号 ●●●●●●●●●●

実質的経営者である旨の申立書

私は、下記施設の実質的経営者であることを申し立てします。

営業泊施設等の	住所又は所在地	〒901-0021 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 (電話 098-866-2101)
	フリガナ 氏名 (名称及び代表者の氏名)	オキナワケンチュウ オキナワ ケンチュウ 沖縄県庁ホテルズ株式会社 代表取締役 沖繩 太郎
施設	営業種別	<input checked="" type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業
	旅館業又は認定事業における許可等番号	那覇市指令健保生第●●●●●号
注	住所又は所在地	〒901-0021 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 (電話 098-866-2101)
	フリガナ 名称	オキナワケンチュウ 沖縄県庁ホテル
注	実質的経営者による経営開始(予定)年月日	令和●年●月●日

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 複数の施設を有する場合は、施設ごとに申立書を提出してください。
3 許認可者等と実質的経営者との間で締結した契約書等の写し(又は宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面の写し)を添付してください。

3. 特別徴収義務者の登録等

特別徴収義務者証票

特別徴収義務者としての登録後、「宿泊税特別徴収義務者証票」を交付

- ・この証票は、フロント等宿泊者の見やすい箇所に掲示してください。
- ・フロントが複数箇所ある場合などは、必要枚数分の証票を発行します。
- ・閉業等により特別徴収の義務が消滅した場合には、速やかに証票を返還してください。
- ・万一、この証票を毀損、紛失した場合には、亡失の届出を行うとともに、再交付の申請を行ってください。

特別徴収義務者の登録事項の変更等

登録事項の変更、宿泊施設の休止・再開や経営廃止などの場合、届出が必要です。



4. 宿泊税の申告納入

申告納入期限

宿泊者から徴収した宿泊税は、沖縄県へ徴収した税額を申告のうえ、その税額を納入する必要があります。

各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」を添付のうえ、沖縄県那覇県税事務所に提出してください。

併せてその税額を「宿泊税納入書」により納入してください。



- ※ 市町村宿泊税を課している市町村（本部町、恩納村、北谷町、宮古島市、石垣市）
→ 県と市町村の宿泊税を併せて、当該市町村を通じて申告納入してください。

4. 宿泊税の申告納入

申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続の負担を軽減するため、月平均納入金額30万円以下（年間納入額が360万円以下）、滞納のないことなどの要件を満たす場合は、申請し、指定を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。



この特例を受けると、以下のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

- ・ 指定後、適用開始月（3月、6月、9月、12月のいずれか）を記載した「指定通知書」を送付します。
- ・ 指定通知書に記載の適用開始月は、右記の表の「宿泊のあった月」を指します。
- ・ 適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

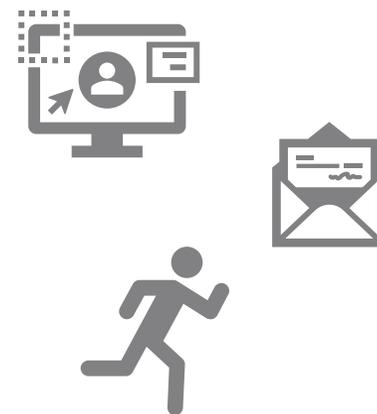
宿泊のあった月	申告納入期限	申請期限
3月分・4月分・5月分	6月末日	2月末日
6月分・7月分・8月分	9月末日	5月末日
9月分・10月分・11月分	12月末日	8月末日
12月分・1月分・2月分	3月末日	11月末日

4. 宿泊税の申告納入

宿泊税納入申告書

宿泊税納入申告書の提出方法（いずれかの方法で提出）

- ・ 地方税ポータルシステム（eLTAX）による電子申告
- ・ 那覇県税事務所への郵便又は信書便で送付
- ・ 那覇県税事務所への窓口持参



【注意点】

- ア 申告すべき宿泊税額が0円の場合も、申告書及び月計表の提出が必要
- イ 申告書は、宿泊施設ごとに作成
- ウ 申告納入期限の特例が適用されている場合、1枚の申告書に3か月分の申告内容を記入する。
- エ 特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入していただくこととなります。

4. 宿泊税の申告納入

【宿泊税納入申告書】

宿 泊 税 納 入 申 告 書

受付印 令和●年●月●日 沖縄県 那覇県税事務所長 殿	特別徴収義務者 施 設	法人番号	●●●●●●●●●●●●●●●●									
		住所又は所在地	沖縄県那覇市泉崎1-2-2									
		氏名又は名称及び代表者名	沖縄県庁ホテルズ株式会社 代表取締役 沖繩 太郎									
		応答部署名及び担当者名	沖縄県庁ホテルズ株式会社 総務課 担当 (安谷屋) (098 局 866-2101 番)									
		フリガナ 名又は届出番号	オキナワケンチョウホテルズ 沖縄県庁ホテル 住所 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 電話 098-866-2101									
施設番号 (課税番号)	●●●●●●●●●●											

実績 ●年 ●月分				
区分	宿泊者数 (延べ数)	宿泊料金総額 (A)	税率 (B)	税額 (A×B)
課税対象	300	2,400,000	2%	48,000
課税免除対象	50	400,000		
合計	350			

実績 年 月分				
区分	宿泊者数 (延べ数)	宿泊料金 (A)	税率 (B)	税額 (A×B)
課税対象			2%	
課税免除対象				
合計				

実績 年 月分				
区分	宿泊者数 (延べ数)	宿泊料金 (A)	税率 (B)	税額 (A×B)
課税対象			2%	
課税免除対象				
合計				

申告期限	令和●年●月
------	--------

注 1 この申告書は、宿泊税を課す市町村の区域外の宿泊施設に係る宿泊税の申告に使用してください。
 2 ※印の欄は、記入する必要はありません。
 3 課税対象、課税対象外及び課税免除の宿泊者数が宿泊年月日ごとに記載された書類を添付してください。
 4 申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

【月計表】

施設番号	●●●●●●●●●●			
宿泊施設名	沖縄県庁ホテル			
令和	●年	●月分	(単位: 人、円)	
日付	課税対象		課税免除	
	宿泊者数	宿泊料金	宿泊者数	宿泊料金
1	5	40,000	0	0
2	15	120,000	3	24,000
3	22	176,000	10	80,000
4	4	32,000	2	16,000
5	3	24,000	0	0
6	6	48,000	0	0
7	2	16,000	0	0
8	8	64,000	0	0
9	28	224,000	20	160,000
10	21	168,000	10	80,000
11	3	24,000	0	0
12	5	40,000	0	0
13	4	32,000	0	0
14	3	24,000	0	0
15	6	48,000	0	0
16	19	152,000	0	0
17	23	184,000	0	0
18	2	16,000	0	0
19	4	32,000	0	0
20	3	24,000	0	0
21	5	40,000	0	0
22	3	24,000	0	0
23	16	128,000	0	0
24	24	192,000	2	16,000
25	2	16,000	0	0
26	3	24,000	0	0
27	5	40,000	0	0
28	4	32,000	0	0
29	9	72,000	0	0
30	17	136,000	3	24,000
31	26	208,000	0	0
合計	300	2,400,000	50	400,000
税額 (税率2%)		48,000		

5. 適正な申告納入のために

帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税額を適正に把握していただくために、帳簿の備付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成した書類を保存する必要があります。

また、電磁的記録(電子データの保存)をもって、帳簿書類の作成、備付け及び保存に代えることができます。



【帳簿の記載及び保存】

記載事項	宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額 ※上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいても構いません。
保存期間	申告納入期限の翌日から 5年間

【書類の作成及び保存】

作成要件	宿泊に係る売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているもの
保存期間	申告納入期限の翌日から 5年間

6. その他

領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

税の名称表示は、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。



【別記方式】

領 収 書		
〇〇様		
		〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	200円
合計		11,200円
〇〇年〇〇月〇〇日 沖縄県〇〇市〇〇〇		
		〇〇ホテル
印 紙		受領印

【注記方式】

領 収 書		
〇〇様		
		〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
合計		11,000円
上記のほか、宿泊税額200円を領収しました。		
〇〇年〇〇月〇〇日 沖縄県〇〇市〇〇〇		
		〇〇ホテル
印 紙		受領印

【内書き方式】

領 収 書		
〇〇様		
		〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,200円
合計		11,200円
上記金額には、消費税額等1,000円及び宿泊税額200円が含まれています。		
〇〇年〇〇月〇〇日 沖縄県〇〇市〇〇〇		
		〇〇ホテル
印 紙		受領印

※ 宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますのでご注意ください。
消費税の詳しい取り扱いは税務署までお問い合わせください。

6. その他

特別徴収義務者報償金

特別徴収義務者の負担軽減を図ることを目的に、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を特別徴収義務者報償金として交付します。



算定期間	前年度の4月～3月申告納入分
交付の基準及び交付額	算定期間において、申告納入期限までに申告納入された金額の合計額に2.5%（施行当初から5年間は3.0%）を乗じて得た額。 1円未満切り捨て。 ※施設ごとに算定
交付の手続き	交付請求手続きは不要です。 算定期間内の納期内納入額を基準として、毎年8月末頃に交付します。

6. その他

電子申告等

宿泊税に関する申告納入や、以下の手続きについて「地方税ポータルシステム (e L T A X)」を利用して行うことができます。

- ・ 宿泊税申告納入期限等の特例承認申請の提出
- ・ 宿泊税更正請求書の提出
- ・ 宿泊税還付・納入義務免除申請書の提出
- ・ 各種届出書等の提出

- ※ **eLTAX(エルタックス)**とは、「地方税共同機構」が開発・運営する、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うことができるシステムです。
- ※ eLTAX対応ソフトウェアである「**PCdeskNext**」を利用することで**電子申告・電子申請**が可能となり、申告後に「**PCdesk**」(DL版又はWeb版)を利用することで**電子納付**が可能となります。
- ※ 具体的な操作方法についてはPCdeskNext特設ページをご覧ください。

eLTAX利用時間
8時30分から24時まで

eLTAXのホームページ
<https://www.eltax.lta.go.jp/>



eLTAXのよくある質問
<https://www.eltax.custhelp.com/>



PCdeskNext特別ページ (※スマホ利用不可)
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/07816>



6. その他

申告書の提出・お問い合わせ先

【沖縄県】

(施行前) R9. 1月まで	住所	〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
	電話番号	098-866-2101
	担当	税務課宿泊税担当
(施行後) R9. 2月以降	住所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番地37
	電話番号	098-867-1066
	担当	那覇県税事務所宿泊税担当

※沖縄県ホームページ

(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kurashikankyo/zeikin/1003660/1036559/1036550.html>)

の「宿泊税に関するお問い合わせフォーム」からもお問い合わせができます。

※各種手続き・資料等についても、上記ホームページよりご利用ください。



【宿泊税導入市町村】

本部町	住所	〒905-0292 沖縄県国頭郡本部町字東5番地
	電話番号	0980-47-2417
	担当	住民課宿泊税担当
恩納村	住所	〒900-0029 沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地
	電話番号	098-966-1206
	担当	税務課宿泊税担当
北谷町	住所	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江1丁目1番1号
	電話番号	098-982-7706
	担当	税務課宿泊税担当
宮古島市	住所	〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地
	電話番号	0980-72-0841
	担当	税務課宿泊税担当
石垣市	住所	〒907-0851 沖縄県石垣市真栄里672番地
	電話番号	0980-87-9025
	担当	税務課宿泊税担当



事前に知って
めんそーれ!

